

一般社団法人 埼玉県社会福祉事業共助会  
一般事業主行動計画

2024年12月1日策定

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2024年12月1日～ 2029年11月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業や両立支援制度等について職員への周知を図るとともに、取組成果を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 各年 4月 制度の周知
- 各年 通年 利用状況、取組の成果について現状を把握
- 各年 3月 問題点や改善点の有無について職員会議で検討  
(問題点があった場合) 運営委員会において改善のための取組を検討し、必要に応じて規程改正等を行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を10日以上とする。(全職員)

<対策>

- 2024年12月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2025年 3月 職員に年次有給休暇の積極的な取得に関して説明
- 2025年 4月～ 各人が年次有給休暇の取得計画を策定し実行する
- 各年 11月 当該年度の年次有給休暇の取得状況を確認し、必要に応じて取得計画を見直す